

2019年5月吉日

サービス付き高齢者向け住宅運営事業者行動規範

一般社団法人高齢者住宅協会の会員であるサービス付き高齢者向け住宅の運営事業者が倫理綱領を遵守し、入居者の尊厳や自己決定の権利を守り、介護・医療などの「外付けサービス」を適正に活用し運営していくために守るべき行動規範を以下の通り定める。(ただし、行動規範は法改正などで改定することがある。)

「行動規範」

- (1) サービス付き高齢者向け住宅の入居者の尊厳と、「外付けサービス」である介護・医療サービス等の提供において利用者が事業者の選択・変更できる権利を守ります。
- (2) サービス付き高齢者向け住宅の必須サービスとしての「生活支援サービス」と「外付けサービス」は区別します。
- (3) サービス付き高齢者向け住宅の入居に際し、サービス付き高齢者向け住宅運営事業者が運営する介護・医療サービス事業所が併設・隣接していても、利用者が入居前から受けていた介護・医療サービスを継続利用できる権利を守ります。

以上